

気象警報発令・地震発生の場合の措置について

標記については、児童の安全確保のため下記のような対応といたします。ご家庭におかれましてもご理解ご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 対象となるもの

＝「大阪府全域」または「大東市」に発令・発生の場合＝
◎気象警報・・・「暴風警報」および「特別警報」
◎地震・・・「震度5弱」以上

※警報は、「暴風」のみ対象です。大雨・洪水・波浪等の警報は含みません。

※発令地域は、「大東市」であることが必要です。「東部大阪」の場合でも「大東市」への発令をご確認ください。

2. 措置（「午前7時現在」と「午前9時まで」の2段階で判断します。）

	気 象 警 報	措 置
1	<p>午前7時現在</p> <p>「暴風警報」が発令されている場合</p> <p>-----</p> <p>「特別警報」が発令されている場合</p>	<p>○登校を見合わせ、自宅待機です。 (この時点で給食の中止が決定します)</p> <p>→ 臨時休校とします。</p>
2	<p>午前7時から午前9時までに</p> <p>上記の警報が解除された場合</p>	<p>○午前10時から授業があります。 ○9時15分に集団登校場所に集まってください。(給食なし・午前中授業)</p>
3	<p>午前9時現在</p> <p>上記の警報が発令中の場合</p>	<p>○臨時休校とします。</p>

地 震	措 置
在宅時に「震度5弱」以上	学校からの連絡があるまで 待機 (自宅・避難所等)

◎児童の登校後、天候の状況を判断して下校する場合があります。

◎学校への問い合わせは、混乱をきたしますのでご遠慮ください。

ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、ご判断いただきますようお願いいたします。

◎上記の措置は、年間を通じた大東市公立小学校共通のものです。